

## よくあるご質問

### Q 1 令和5年12月に出産しました。何月分の保険料から免除が適用されますか？

A 1 制度の施行日が令和6年1月1日ですので、令和5年12月に出産された場合は、出産被保険者の令和6年1月と2月の2か月分の所得割額と均等割額の保険料が免除となります。ただし、お届けがないと免除できませんのでご注意ください。

### Q 2 出産後でも届出はできますか？

A 2 出産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産月の前月から出産月の翌々月までの4か月間となります。なお、多胎妊娠の場合は、出産月の3か月前から出産月の翌々月までの6か月間となります。

### Q 3 保険料を既に完納していますが、産前産後期間の保険料は戻ってきますか？

A 3 保険料の滞納がなく産前産後期間に係る年度の保険料を既に完納されている場合は還付されます。ただし、賦課決定の期間制限に該当すると保険料を減額できないため、お支払い済みの保険料を還付できないことがありますので、早めの手続きをお願いします。

### Q 4 直接、窓口が届出書を提出することができません。郵送でも届出はできますか？

A 4 郵送でも届出は可能です。郵送での届出をご希望の場合は、届出書に必要書類を添付し、最寄りの区役所区民課へご郵送ください。

### Q 5 世帯主以外でも届け出はできますか？

A 5 別世帯の方を代理人として届出される場合は、世帯主からの委任状が必要です。

### Q 6 免除対象期間の途中で夫の会社の保険の扶養となりました。免除対象期間が変更になりますが、再度、届出は必要ですか？

A 6 国民健康保険の資格喪失の届出後に、国保加入期間及び免除対象期間の保険料を再計算いたしますので、再度の届出は必要ありません。なお、お手続き後に保険料の納付（変更）通知書を送付いたします。